

「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

かいてき
便り

平成 21 年 2 月 1 日発行

第55号

最近の動向

「報酬改定について諮問・答申が行なわれました」
「介護保険サービス事業所の指定取消処分について」

注意

「インフルエンザ対策の更なる徹底について」

お知らせ

「特定事業所集中減算の届出について」
「事業者指定(居宅系)申請・届出の受付窓口の移転について」
「指定更新を行なう事業所の管理者等に更新研修を実施します」
「指定更新申請書を発送しました」

報酬改定について諮問・答申が行なわれました

最近の動向

社会保障審議会介護給付費分科会では平成21年4月施行の介護報酬改定に向けて議論がされてきました。今回その議論を踏まえて諮問・答申が行なわれました。

詳細については、厚生労働省ホームページ、社会保障審議会介護給付費分科会の第63回資料をご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/s1226-5.html)

なお、介護報酬単位の改定については、資料1-2 平成21年度介護報酬改定の概要、資料1-3 諮問書(平成21年度介護報酬改定について)をご覧ください。報酬改定の届出等に関する事項については、ホームページ「東京都介護サービス情報」等でも追ってお知らせする予定です。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

介護保険サービス事業所の指定取消処分について

最近の動向

「株式会社アイデイエー」が運営する「なごみのつどい」(町田市所在)について、平成21年1月25日の満了をもって訪問介護事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防訪問介護事業所の指定を取り消すことを決定

(1) 訪問介護

- ア 虚偽申請 常勤として勤務できない職員を訪問介護員とする虚偽の指定申請
- イ 虚偽報告 検査時、無資格でサービス提供した利用者数について虚偽報告
- ウ 不正請求 雇用していない者の名前を使って提供記録を作成し、介護報酬を不正請求・受領
- エ 人員基準違反 訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5人を満たしていない。平成20年10月1日からサービス提供責任者が不在

(2) 居宅介護支援

- ア 虚偽報告 検査時、管理者及び介護支援専門員の欠員について虚偽報告
- イ 人員基準違反 管理者が平成20年9月4日から不在

(3) 介護予防訪問介護

- (1)のAからEに同じ

「株式会社パラゴン」が運営する「碑文谷訪問看護ステーション」(目黒区所在)について、平成21年3月31日の満了をもって訪問看護、介護予防訪問看護の指定を取り消すことを決定

(1) 訪問看護

- ア 運営基準違反 サービス提供の開始にあたって、医師の指示書を文書で受けず、訪問看護計画書についても適正な処理が行われないなど、運営基準が満たされず、数年にわたり適正な訪問看護が提供されていない
- イ 不正請求 報酬算定の要件である、医師の指示書及び訪問看護計画書に基づく訪問看護が行われておらず、請求できない介護報酬を数年にわたり請求・受領

(2) 介護予防訪問看護

- (1)のA・イに同じ

詳細は、東京都福祉保健局hpに掲載されています。

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】 については 指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290

については 指導監査部指導第三課 TEL 03-5320-4284



インフルエンザ対策の更なる徹底について

今般、都内の医療機関において、インフルエンザが集団発生し、複数の患者が死亡するという事態が発生しました。各介護事業所、各施設においては、厚生労働省からのインフルエンザ対策関連通知等をご確認の上、関係者に周知していただくなど、インフルエンザの侵入の阻止及び侵入した場合のまん延防止策の徹底をお願いいたします。なお、厚生労働省からの周知の詳細については、ホームページをご覧ください。

東京都介護サービス情報 > 利用者の安全にかかる注意喚起

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593

施設支援課施設運営係 TEL 03 - 5320 - 4264

特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業者は、居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最高である法人の名称等について記載した特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が90%を超えた場合はチェックシートを東京都に郵送してください。チェックシートの受付期間は平成21年3月1日から3月16日までです。なお、平成20年度後期より、「正当な理由の判断基準」について、一部変更しました。

< 郵送先 > 163-8001 新宿区西新宿2 - 8 - 1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係あて

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(20 福保高介第 1041 号)

東京都介護サービス情報 > 厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等 > 特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593

事業者指定(居宅系)申請・届出の受付窓口の移転について

お知らせ

居宅サービス事業所の申請・変更等の受付・相談窓口が、平成21年4月より都から下記へ変更になります。

* (財)東京都福祉保健財団(仮称) (平成21年4月(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団から名称変更予定)

【所在地】 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ内

なお、詳細はホームページ「東京都介護サービス情報」等で追って告知してまいりますのでご確認ください。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

指定更新を行なう事業所の管理者等に更新研修を実施します

お知らせ

指定更新を行なう事業所の管理者等を対象に、利用者へ提供するサービスの質の向上や、法令遵守、介護事業者に求められる役割について、更新研修を実施します。対象事業者には更新研修の開催通知及び入場者証を送付しましたのでご確認ください。

開催日時 平成21年2月4日(水) 午前10時及び午後2時

会場 都庁第一本庁舎5階大会議場

【問い合わせ先】 有限会社エテルノ TEL 03 - 5812 - 0840

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成15年8月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を1月下旬に発送しました。提出期限は、**平成21年3月2日**です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成21年1月15日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03 - 5388 - 1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp